

令和3年12月16日

三次市地域振興部地域振興課

三次市まち・ゆめ基本条例検証に関わる提言書提出

「三次市まち・ゆめ基本条例」は、平成18年度に市民代表からなる「三次市まち・ゆめ基本条例検討委員会」により策定された、三次市のまちづくりに関する最高の約束です。

市民・市議会・市の三者が、「協働」「市民参加」「情報の共有と公開」という3本の柱を原則として、まちづくりを進めていくためのきまりを明記しており、この条例がまちづくりにふさわしいものであるか確認するために、4年を超えないうちに、市民の参加を得て、検証を行うことが定められています。

今年度が検証の年にあたり、検証員会による検証を行った結果を、市長に意見提言書として提出されます。

- 1 日 時 令和3年12月20日（月）10:00～（30分程度）
- 2 場 所 三次市役所 本館3階 応接室
- 3 出席者 三次市長
三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会委員長

本件に関するお問い合わせ先



三次市地域振興部 地域振興課 地域づくり係（担当／松本・土井）

電話番号：0824-62-6395 FAX番号：0824-62-6235

E-mail：chiiki@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号